

北宋後期における

役法・保甲法と地方財政

八木 充幸

序言

宮崎市定氏が夙に「宋代州県制度の由来とその特色」特に衙前の変遷について、「アジア史研究 第四」（一九六四 京都）原載 史林三六一—二（一九五三）の中で指摘されたように、王安石の役法改革（募役法）は実に地方財政の確立を目指したものであった。氏は次の如く論述されている。

人民の差役は、実は地方財政を農民地主が役という形で賄つてきたものである。宋初の政策はかかる農民地主を保護し、これに地方費を負担させたが、それが余りに重すぎるので、これを地方税の形に金銭化したのが王安石の募役法であった。即ち州の支出を予算に組み、その大部分は従来最大の負担者であった農民地主から出させ、これを免役銭と称する。（七九頁）

そして免役銭や青苗銭等の地方税を、中央財政と区別する為に、司農寺―提挙常平の系統の監督下に属せしめた、と。

本稿では、役法の問題を地方財政の立場から把握する、という視角を継承し、募役法施行後、保甲法との関係で問題となる郷役（治安維持・租税徴収の職責を郷村に在って担当する職役）

をとらえ直し、神宗以後の地方財政（主として役銭）の推移を検討して、北宋時代の地方政治・鄉村支配の一端を明らかにしたいと思う。

一

神宗朝、王安石新法の一環として、熙寧四年（一〇七一）十月に募役法が施行される。この結果、従来差役を負担していた郷戸から戸等に応じて免役銭を徴収し、差役を免ぜられていた坊郷戸・官戸・僧侶道士・女戸・単丁戸から助役銭（郷戸の免役銭の半額）を新たに徴収し、これらの役銭をもとにして応募者を雇募して職役を担当させる事となった。（李燾 續資治通鑑長編―以下長編と略称―卷七二 熙寧四年冬十月壬子朔の条）。

これと関連して、提挙常平司と総称される官庁が各路に新設され（徐松 宋會要輯稿―以下宋會要と略称―職官四三之一二 提舉常平倉農田水利差役）、神宗熙寧二年九月九日の条）、募役法・青苗法・市易法・坊場・河渡・農田水利の法を管轄する事となった。即ち一路の財賦を掌る漕運司（漕司）と前掲新法關係を掌る提挙常平司（倉司）の両系統となつたわけである。同時に中

中央政府に於ても、青苗・募役法等の職務は、司農寺の管轄となり、中央財政を担当する三司（度支・塩鉄・戸部）とは明確に区別された。このようにして、「三司―転運司」という中央財政から独立した「司農寺―提挙常平司」という地方財政の体系が確立し、免役銭・助役銭はその管理下に入ったのである。

この体制は、王安石が宰相を退いた（熙寧九年十月）後、元豐三年（一〇八〇）に始まり同五年五月から実施された所謂「元豐官制改革」に於ても継承された。即ち宋史卷三六志六「職官三」「戸部」の条に、

元豐官制行、罷三司、歸戸部左右曹、而三司之名始泯矣。

と見える如く、官制改革が行なわれると、三司が解体されて戸部の左曹と右曹が財政を担当する事となった。「戸部の記載によれば、戸部左曹は、版籍・税賦・土貢・征權等を掌り、右曹は常平（青苗）・免役・伍保（保甲）・義倉・農田水利・坊場・河渡を掌つたのである。左曹の職務は事実上三司のそれをひきつぎ、右曹の職務は、宋會要 職官二六一五「司農寺」元豐五年の条に

行官制、寺監不治外事、司農寺舊職務、悉歸戸部右曹。

とある如く、司農寺のそれをそっくり継いだものであった。しかも長編卷三四 元豐六年十二月甲午の条には、

詔、戸部右曹、令侍郎專領、尚書不預。

とあり、右曹の職務は右曹侍郎が専管し、戸部の長官たる戸部尚書と言えど関与するを得ない事と定められたのである。

南宋の李心傳 建炎以來朝野雜記 甲集卷七財賦四「三司戸部沿革」の条に

國朝承五季之舊、置三司使、以掌天下利權、宰相不與。王荊公爲政、始取財利之柄、歸於中書。元豐官制、戸部尚書・左曹侍郎各一員、掌經賦、右曹侍郎一員、掌常平苗役坊場山澤之令。

と見える。国初は三司使が財政権を握り宰相はこれに関与しなかったが、王安石が始めて財政権を取って中書省に帰した（前述司農寺が新法系統を管轄した事を指す）。それをうけて元豐の官制では戸部尚書・左曹侍郎が常賦を掌り、右曹侍郎が青苗・免役・坊場・山沢の事を掌つた、と述べられている通り、王安石の方針をうけつぎ、右曹は宰相の管轄下に属した。つまり戸部右曹の独立は、宰相と財政権の關係とも深く絡んでいるのである。このように、元豐の官制改革を経た結果、

戸部左曹（戸部尚書・左曹侍郎）―転運司

戸部右曹（右曹侍郎）―提挙常平司

の兩系統に変わり、地方財政は依然として中央財政からの独立を保っていたのである。

これを当面の対象とする役銭に就いて言えば、長編卷三六元豐八年冬十月丙申の条、知吉州安福県上官公穎の上奏文に、以下の記載が見えている。

又使其錢所入、不與常賦相雜、内之戸部則有左右曹之殊、外之監司則有轉運・常平官之別。此朝廷示大公於天下、明其所以取民者、特以雇役、而不以充國家之常用。

文中の「其錢」とは役銭を指す。徴収した役銭はこれを特別会計として、兩税・權利などの収入を扱う通常会計と混淆しないようにし、中央政府では戸部左右曹の別、地方の監司に於ては転運司と提挙常平司の別を設け、役銭は雇役の財源とする為に

【役法・保甲法関係年表】

神宗	熙寧三年	一〇七〇	十二月	趙子幾の上官をうけて司農寺が「畿縣保甲條制」を制定し、開封府界に施行（宋會要 兵二之五・六「鄉兵 義勇保甲」熙寧三年十二月九日の条）以後各路に順次施行
	四年	一〇七一	十月	募役法施行（長編卷七二熙寧四年冬十月壬子朔の条）
	六年	一〇七三	十一月	保甲の編排戸数を五家一保一五保一十大家一都保と変更（長編卷八四熙寧六年十一月戊午の条）
	七年	一〇七四	十月	州界の坊郭で戸長・坊正を廃止し、甲を編成して甲頭を置く（長編卷七五熙寧七年冬十月辛巳の条）
	八年	一〇七五	閏四月	鄉村に於ても甲頭・承帖人を新設し、耆長・戸長・壯丁を廢してその職務を保甲の役人に移管 （長編卷三六熙寧八年閏四月乙巳の条）
	元豐八年	一〇八五	十月	耆戸長壯丁の募役法復活 （長編卷三六元豐八年冬十月丙申の条）
哲宗	元祐元年	一〇八六	二月	募役法を廢止して差役法を施行 （宋會要 食貨六五之二九「免役」元祐元年二月六日の条）
	紹聖元年	一〇九四	四月	差役法を廢止して募役法を復活 （宋會要 食貨六五之六三「免役」紹聖元年四月二十六日の条）
	二年	一〇九五	九月	耆戸長壯丁募役法を廢罷し、保甲の役人が郷役を担当 （宋會要 食貨六五之六七「免役」紹聖元年九月六日の条） 催稅甲頭に替わって大保長が催稅を担当し、都副保正・大保長に、各々耆長・戸長に就いて雇錢を支給 （宋史卷八七志一三食貨上六「役法下」紹聖二年の条）

徴する特定の税目であつて、國家の通常會計に属するものではない事を明示しているのである。無論役錢は雇役の爲だけではなく、馬端臨がその著「文獻通考卷二職役考」に「蓋熙寧之徵免役錢也、非專爲供鄉戶募人充役之用而已、官府之需用、吏胥之廩給、皆出於此」と指摘している如く、地方官庁の経費・胥吏への俸給をも含むものであつた。免役錢と胥吏に禄を賦する河倉法との關係に触れておくと、免役錢は主として路州界の胥吏を対象とした。しかしそのすべてに支給したわけではなく、監司・州界の常平免役關係・州の司法關係に止まつた。とは言え、地方行政のネットワークとなつている胥吏に、部分的ながらも吏禄を与えるという政策は、地方財政確立の上で誠に大きな意味を持つが、ここではこれ以上言及しない。このように制度的には、地方財政はかなり整備されていたのであつた。

次に役法の問題に移ろう。郷戸が戸等に依つて州・界の衙門に出頭して就役する州役・界役⁽¹⁾は、その負担が重い事から大きな社会問題となつていた。この募役法の施行以後、郷戸は免役錢を納めることによつて、これら州界役からまったく解放されることとなつた。この為、以後は専ら鄉村に在つて治安維持・

租税徴収にあたる郷役が役法の最重要課題となるのである。

まず募役法のもとの郷役はどうであつたか。全国的に施行するに先立ち、開封府界に試行された段階の事として、長編卷五^{二二}熙寧四年秋七月戊子の条、檢正中書五房公事・同判司農寺會布の上言に次のように見えている。

惟耆長・壯丁、以今所措置、最爲輕役、故但輸差^一郷戸、不復募人。

耆長・壯丁（ともに治安維持を担当）は負担の軽い職役であるから、従来通り郷戸を差役する事とし、募役とはしていないのである。次に全国的に実施した時点についてであるが、残念ながら長編・宋會要・宋史等の根本史料に見えず、わずかに南宋の陳傅良・止齋先生文集卷二^二「轉對論役法劄子」によつて知りうるのみである。

耆長於第一第二等戸輪充、一年一替、與免戸下本年役錢一十五貫文。如本村上等人戸數少、卽更於第三等内、從上輪充。壯丁於第

四第五等二丁以上輪充、半年一替、並不出納役錢。戸長於第四等（以上？）召募有人丁物力者充、一稅一替、逐料夫盤纏錢五貫文。

耆長は第一・二等戸の中から一年交替で差充し、役に當つた郷戸の免役錢十五貫文を免除し、もし一・二等戸の数が少ない場合には、第三等戸も含めて、上等戸の方から差充する。壯丁は第四・五等戸で一家に二丁以上いる郷戸の中から差充して、半年交替とし、役に當たる郷戸の免役錢は免除する。戸長（租税徴収を担当）については、第四等以上の郷戸の内、人丁・物力ともに多く有する者を召募し、夏秋兩稅の一稅ごとに交替し、夏料・秋料の料ごとに盤纏錢（雇錢に該當する）五貫文を支給する、と。この記載によれば、戸長は完全な募役になつてい

が、耆長・壯丁は反対給付があるものの、依然として差役であつて、自由応募を建て前とする州県役とは事情を異にしていた事が知られる。

この郷役に関する募役は、北宋中三度実施されている（典拠は年表参照）。

(1) 熙寧四年十月—同八年閏四月

差役法↓募役法↓保甲法（約三年八ヶ月）

(2) 元豐八年十月—元祐元年二月

保甲法↓募役法↓差役法（約四ヶ月）

(3) 紹聖元年四月—同年九月

差役法↓募役法↓保甲法（約五ヶ月）

これによつて知りうるのは、郷役の募役化はいずれの事例にあつても、差役法より保甲法或いはその逆に移行する中間に於て、短期間に実施されている事で、それが過渡的な性格のものである事を推定せしめる。

次に保甲法が郷役を吸収する経緯について検討する。保甲法は、王安石新法の一環として施行されたが、(1)兵制的側面（軍事訓練を行なう教閲路たる開封府界・陝西路・河東路・河北路における）と(2)鄉村制的側面（不教閲路たるその他の路分における）の二側面を持つ。本稿では、行論上鄉村制的路分を主要な対象とする。但だもとより兵制的路分に於ても、鄉村制的な要素は存在するが、多少の変質が認められるのである。鄉村制的な保甲法は、熙寧三年（一〇七〇）十二月に、同管勾開封府界常平等事趙子幾の上言を承けて、「畿縣保甲條制」が制定され、これが開封府界に施行され、ついで漸次諸路にも推し及ばされ

た。その内容は詳述を避けるが、十家を一保、五十家を一大保、十大保を一都保とし、各々に小保長・大保長・都保正・副保正各一員を置き、主戸・客戸を通じて一家に兩丁以上有るものを保丁として、相互に觉察させ、また武芸を教習して鄉村を防衛させる、というものである。¹²この編成戸数は後熙寧六年十一月に、各々半分になり、五家一保、五保一大保、十大保一都保と変わった（長編卷二四 熙寧六年十一月戊午の条）。これは唐以来の保伍（五家一保）の伝統に回帰した事、一都保五〇戸という単位が大きすぎた事がその背景にあると推定されるが、爾後この戸数が定制となったのである。

保甲法施行後ほぼ四年を経た熙寧七年十月に、坊郭に於て戸長・坊正を廃止し、主戸二―三十家を以て一甲を結成し、夏秋兩税の一税ごとに甲頭一人を輪番で差充して、税賦・青苗・助役銭を徴収させる事となった。¹⁵ついで長編卷三六 熙寧八年閏四月乙巳の条に見えるように、これが鄉村にも及ぼされた。

諸縣有保甲處、已罷戸長・壯丁、其并耆長罷之、以罷耆壯錢、募承帖人、每一都保二人、隸保正、主承受本保文字。鄉村每主戸十至三十、輪保丁一充甲頭、主催租稅・常平・免役錢、一稅一替。（中略）凡盜賊・鬪毆・煙火・橋道等事、黃都副保正・大保長管勾。都副保正、視舊耆長、大保長、視舊壯丁法。未有保甲處、編排畢準此。

保甲を施行している県では、既に戸長と壯丁を罷めたが、耆長もあわせて廃止し、余剰となった耆長・壯丁の免役銭で、承帖人（一都保につき二人 保正に属して都保の文書を処理）を雇募する。そして主戸十一―三十戸を以て一甲とし、甲内の保丁一

人を輪番で甲頭とし、戸長に代わって租税・青苗・免役銭を徴収させる。盜賊・鬪毆等の治安維持の職責は、従来の耆長・壯丁に代わって、都副保正・大保長に担当させる、と。

これによって、郷役の職務はまったく保甲法中に吸収され、保正副・大保長・甲頭がその任に当たることになった。但しここで、後述するように、耆長・戸長・壯丁が罷められても、その免役銭は依然として徴収されていた事は留意する必要がある。このように郷役が募役法から離れ保甲法に移行した事を以て、「募役法の失敗 差役法の復活」と見做す考え方がある。しかしながら既に見たように、郷役の募役法は過渡的なものであり、そしてその職責の内容から言って自由応募者を雇募するにはなじまない性格を持つように思われる。また保甲法の郷役吸収は場当りのにそうだったのでないと考えられる。即ち郷役吸収以前の保甲法の組織は、主戸・客戸を含む「保」しか存しなかったが、この段階に至って初めて主戸のみの徴税組織「甲」が設置され、「保」「甲」と名実相そろう事となった。この事実から保甲法は当初から徴税始め郷役の職務を吸収すべく計画されていたと判断しうるのである。しかもそのみには止まらず、更に大きな要因として、保甲法は宋朝国家の鄉村支配の秩序を再構成したという点がある。以下その秩序の基本的な性格を検討することとする。

第一に掲ぐべきは、鄉村の有力人戸に依拠するという方針である。前掲「畿縣保甲條制」によれば、保甲から選出される保正長の資格は次の如くである。引用文は宋會要により、〔 〕は長編によって補う。

。小保 選主戸有〔材幹〕心力者一人、爲保長。
 。大保 選主戸最有心力及物力最高者一人、爲大保長。
 。都保 選主戸最有行止心力材勇爲衆所伏、及物力最高者二人、爲都副保正。

この記載、或いはまた北宋中期の人である呂南公の灌園集巻四「與張戸曹論處置保甲書」に、「彼保之長正、衆戸之豪、貨産可戀、宗姻可憐」「蓄利之民」と見える事からして、郷村の有力人戸が保正長に就任したであろう事は確實である。彼らは「保」組織を通して主戸・客戸の別なく郷戸を公的に自らの指導下におさめ、また徵稅組織「甲」を通して徵稅にも影響力を有するようになった。しかも「畿縣保甲條制」に以下の記載が見えている。

除禁兵器不得置外、其餘弓箭、並許從便自置、習學武藝。每一大保、逐夜輪差三（長編作五）人、于保分内、往來巡警。遇有賊盜、晝時擊鼓、告報大保長以下同保人戸、即時前去、救應追捕。如賊入別保、即遞相擊鼓、應接襲逐。

禁兵器は別として、それ以外の弓箭ならば自分で備えて武芸を習得するのを許可し、一大保ごとに夜間、保内を巡警し、盜賊が出れば大保長以下同保の人戸に急を告げ、ただちに追捕し、もし賊が別の保に逃げこんだならば、互いに協力して捕えること、と。即ち従前の保伍が内部檢察の連坐組織に止まり、消極的なものであるのに対し、保甲法に於ては更に積極的に、保丁が弓箭程度ながら武器を保持して武芸を習い、郷村を自ら防衛し賊盜を追捕する規定になっているのである。その際保丁等は当然保正長の指揮を受ける為、結局これらの武力が有力人戸の手に委ねられるのを宋朝が容認する事になり、甚だ注目すべき

事と言わねばならない。

なお兵制的側面の保甲法に關して、王安石は神宗に對し次のように言う。

義勇・保甲爲正長、須選物力高強、即素爲其鄉閭所服、又不肯乞取侵牟人戸。若貧戸、即須乞取侵牟、又或與富強有宿怨、倚法陵暴、以報其宿怨也。（長編卷五三熙寧五年秋七月庚寅の條）

保正長には、物力のある富強の郷戸を選差すべきである。平素から郷閭の信頼を得ており、また公權力を笠に着て郷戸から搾取する事もないからである、と。ここには王安石の有力人戸への信頼が表明されている。

また長編卷三二熙寧三年秋七月癸丑の條、王安石が神宗と井田法を論じた一節に言う。

今朝廷治農事未有法、又非古備建農官。大防圩埤之類、播種收穫、補助不足、待兼并有力之人、而後全具者甚衆。如何可遽奪其田以賦貧民。

堤防などを修築したり、播種・收穫の時、仔粒・稼穡の補助が十分得られない場合には、「兼并有力之人」の助力によつて初めてまかなわれる場合がきわめて多い、として、郷村における「兼并有力之人」の役割を認める王安石の現実的な一面が窺われる。この二史料は、保甲法が郷村における有力人戸の指導力を利用すべく意図したものである事を傍証していると言えよう。

第二の基本的性格としては、保甲という郷村組織を媒介とする國家權力の郷村支配強加を掲げることができる。長編卷二四熙寧六年八月丁丑の條に、檢正中書刑房公事沈括の上言として次の記載が見える。

兩浙州縣、民多以田產詭立戸名、分減履錢・夫役、冒請常平錢斛、

及私販禁鹽。乞依京東・淮南、排定保甲。保甲一定、則詭名漏附、皆可根括、以至誦納和買、常平錢斛、秋夏苗稅、及興調夫役、捕察私鹽賊盜、皆有部分、不能欺隱。

兩浙路の州県では、田産を有する上等戸が詭つて数個の戸名を立て、五等丁簿の上で財産を分割して下等戸としての取り扱いをうけ、免役錢の支払い額及び夫役の負担を軽減され、また仮置して青苗錢を請受し、更には禁を犯して私塩を密売する者がある。そこで京東・淮南兩路の例に倣つて、保甲法を施行すれば、かかる詭立戸名・脱漏附籍せる者を根こそぎ調べあげる事ができ、更に和買絹・青苗錢・夏稅秋糧の起納を督促し、夫役を割りつけて徵發し、私塩の徒・賊盜を捕獲覺察するに至るまで、部署するに便であつて、不正行為ができなくなる、と。鄉村における各種の不正行為を摘發防止し、鄉村を的確に把握する上で、保甲法が有効な役割を果たす事を強調しているのである。また前掲「畿縣保甲條制」に、

保甲如有人戸逃移・死絶、即仰具狀申縣。(中略)其有外來人戸、入保居住者、亦便仰申縣、收入保甲。(中略)逐保各置牌、拘管人戸及保丁姓名。

とあり、人戸の逃亡移動・身死戸絶等の変動を常に把握し、外來の人戸でも保内に居住する者は保の構成員と認め(現住地主義)、牌を設けて人戸と保丁の姓名を登録する、と。これによつて鄉村における戸口人丁を強力に掌握しようと思圖したのであり、これに基づいて熙寧八年八月から三年に一度保甲簿を作成する事となつた(長編卷七、熙寧八年八月壬子の条)。

また保甲法における客戸の位置が注目されなければならない。

従前は國家の鄉村支配に於て客戸の位置付けが明確に為されておらず、保甲法によつて初めてそれが試みられた。即ち治安維持を主目的とする「保」組織に於ては、客戸は主戸と同様、「保」の活動に参加した。しかし反面徵稅を目的とする「甲」組織は主戸のみで構成され、また保正長の資格も主戸に限定された。保甲法における主戸・客戸の定義に觸れておくと、宋會要 兵二之四〇「鄉兵 義勇保甲」政和三年(一一一三)九月九日の条に、次の記載がある。

樞密院言、保甲令、諸主戸兩丁以上、選一丁。又條、客戸並令附保。詔、應稱主戸處、並改爲稅戸。

これは兵制的な保甲法についての規定で、主戸のみが保丁の資格を持ち、客戸が保に附された事を示す。この史料から、主戸||稅戸とされていた事が理解される。前述の「保」「甲」の規定とあわせ考えれば、保甲法に於ては主戸は兩稅、徭役を負担し、よつて田産を有する戸、客戸は原則として兩稅・徭役を負担せず、田産を有しない戸となつていたと思われる。これらの事から、鄉村を、就中戸口を強力に把握しようと思圖した事は疑いを容れない。

即ちこのような鄉村支配政策の一環として郷役が保甲法の中にとりこまれたと言えるのである。よつて「募役法の失敗 差役法の復活」とする考え方は正しいとは言えず、保甲法は募役法が州県役の改革であつたと同様、郷役の改革を意圖したと見做しうるのである。また保甲法によつて再構成されたこの鄉村秩序は基本的に南宋にわたつても継承されているのであつて、看過しえない重要な意味を有している。

前項では地方財政の確立と郷役を含む鄉村支配の整備について論述したが、実際の運用面に於ては少なからぬ問題を惹起した。以下これについて検討する。

まず地方財政について。抑も免役銭には、水害干害等によつて減収になる分を補填する為、原額の二割を免役寛剩銭と称して附加徴収する規定となつてゐた。ところが現実には長編卷^九七熙寧九年十一月戊寅の条に、侍御史周尹が述べているような情況であつた。

聞、諸州縣歲留寬剩錢過多。蓋不能推原朝廷之意、承望提舉司風旨、廣令民間出錢。又有提舉司、希求勞績、或官使士庶妄陳利害、減省役人、除寇役錢、而民間所出、一切如舊、致寬剩數漸倍多。

州県で毎年留めてゐる免役寛剩銭が過多であるのは、朝廷の本意を測らずに、提舉常平司の風旨を承けて、広く民間から免役銭を徴収している為である。提舉司はただ成績をあげるべく役銭を多く徴収し、また役人の数を裁減して役銭の額を省きながら、徴収する分は一切もとのままである為、寛剩の数が倍多にも及んだ。と。永樂大典卷^{七五}「常平倉^二」所引の「中書備對」(元豐三年に畢仲衍作成)所載の熙寧九年の帳簿によれば、全国の役銭元敷年額二二三四万三六七〇貫文、寛剩三〇八万五〇二貫文とある。その比率は二割四分九厘にも及び、上記の発言が必ずしも誇張ではない事を傍証する。即ち免役寛剩銭や後述する耆戸長壯丁免役銭が、提舉常平司のもとに蓄積され、それが膨大な数に及んだのである。王安石を信任した神宗です

ら、地方財政確立の意味を十分理解せず、元豐三年十一月に元豊庫を創設し、諸路提舉常平司のもとから、坊場・青苗銭とともにこの免役銭を起發して上供させたようである。元豐七年十二月には三路(河北・河東・陝西)の「常平・免役・場務錢殺剩數」を提舉常平司に命じて、経略安撫使(帥臣)の所在地及び辺境の重要な州に移して蓄積させている(長編卷^三五元豐七年十二月辛巳の条)が、これは軍事費への充當を目的としたものである。また転運使と提舉常平官は別系統なのであるが、両者兼任の場合、どうしても提舉常平司の錢物が侵用される事を免れなかつた。元豐元年十月にその防止措置が講ぜられた(宋會要 職官四三之五「提舉常平倉農田水利差役」元豐元年十月十九日の条)が、この事實は中央財政の強力を明示していると言えよう。

耆戸長壯丁免役銭に就いては、耆戸長壯丁が罷罷され、その職務が保甲法に吸収された時点で、徴収を停止するが、或いはその免役銭を保甲の役人(保丁)に支給すべきであつた。ところが前掲止齋先生文集「轉對論役法劄子」に、

熙寧七年、始以保丁充甲頭催稅、而耆戸長壯丁之屬、以次罷募、利其雇錢、而封樁之法起矣。

とあり、その免役銭は封樁(封印して蓄積する)される事となつたのである。正確には註(25)に見えるように、「承帖人」の雇錢と「刑法司人役」の吏祿に支用した以外の大部分が封樁された。そして司農寺に輸納して封樁されたり(宋會要 職官二六之一三「司農寺」元豐三年四月三日の条)、或いは保甲の軍事教練の費用に充當される事もあつた(長編卷^三三三元豐四年三月戊

申の条)。要するに免役の名に借りた重斂に他ならなかったのである。

一方保甲法の役法に於ても、催税の甲頭の問題が起つた。長編卷一^三元豊四年春正月丁酉の条、枢密都承旨司の上言に「舊差甲頭催税、有已係出役錢之人、兼下戸、催驅上戸、其勢不順」とあり、下戸が甲頭となつて上戸に納税を催促する事は、力關係が逆である為に困難を伴う、と。

以上論じたように、制度・理念とは裏腹に現実面に於て、地方財政はその実を十分あげておらず、郷役でも役法改革^二地方財政の確立という原則が貫かれず、甲頭の弊害という問題も発生していた。このような問題を残したまま、元豊八年三月神宗が没し、幼少の哲宗が即位して、祖母にあたる宣仁太皇太后高氏が垂簾の政を摂る事となつた。以後旧法党が返り咲き、新法の政策が次々と廃止され、翌元祐元年二月には募役法から差役法へと変わった。閏二月には提拳常平司も廃止され、其所管事務は提点刑獄司に移された。一方中央政府に於ても、元祐初に戸部尚書が戸部左右両曹を統轄する事と変わり、戸部右曹の独立も失われたのであつた。

三

宣仁太皇太后は元祐八年（一〇九三）九月に没し、後哲宗が親政を行なう。哲宗は新法賛成派であつた為、新法が続々と復活され、募役法が紹聖元年四月に、保甲の役法も同年九月から施行された。これと並行して提拳常平司も閏四月に復置され、また同三年正月には戸部右曹が、右曹侍郎の專管となつて戸部

尚書から独立する事となり、神宗時代の旧制に復帰した。看過しえないのは、この時期神宗朝から残されていた地方財政・郷役の問題を解決すべく試みられた事実である。

第一は免役寛剩錢の徴収に関する改正措置である。宋會要食貨六五之六三「免役」紹聖元年四月二十六日の条 募役法を復するの詔に、次のように見えている。

一、寛剩錢不得過二分。如輒過數、及別以名目繳納、並以違制論、委所屬常切覺察。

寛剩錢は一割以内とし、これに反した場合は違制罪を以て論じ、所屬の官司に委ねて覺察させる、と。そして宋史卷一七志一三食貨上六「役法下」徽宗崇寧二年の条 臣僚の上言に、故紹聖立法、常平息及一倍、免役寛剩及三料、取旨蠲免、以明朝延取於民者、非以爲利也。

とある。即ち寛剩が一割であつても十年経過すれば原額と同数になつてしまふ為に、寛剩錢額が三料に及べば、聖旨を取つて蠲免し、寛剩錢が際限もなく増加するのを防ぎ、重斂を意図するものではない事を示したのである。これらは神宗時代二割と規定したが、実際には役錢を重斂する結果となつた事を反省した為に他ならない。

第二に著戸長壯丁免役錢を封楮せずに、保甲の役人にも雇錢として支給し、また催税の任務を甲頭から大保長に移した事である。宋史 食貨志「役法下」紹聖二年の条に、以下の記載が見える。

舊置重修編敎所、看詳中外文字本、以去年所差郷役未盡善、遂入議曰、都副保正、比耆長、事實已輕、又有承帖人、受行文畫、即

大保長苦無公事。元豐本制、一都之内、役者十人。副正之外、八保各差一大長。今若常輪二大長、分催十保稅租常平錢物、一稅一替、則自不必更輪保丁充甲頭矣。(中略)其所雇保正之直、保長之直、保長之直、則保丁長。若應此三役、不願替代者、自從其願。(中略)詔皆從之。

その大意は次のようなものである。「重修編敕所は前年より差した郷役には未だ十分でない所がある為に、次のように上奏した。都副保正は耆長に比べ職務が軽く、また承帖人が文書処理している事から、大保長は殆ど職責が無い状態である。元豐の制では、一都保につき、都副保正各一人、大保長八人である。今もし大保長二人を輪番で差して、十大保の租稅・青苗等錢物を分担して徴収し、夏秋兩稅の一稅で交替させれば、保丁を甲頭に充てて徴稅させる必要はなくなる。そして都副保正には耆長の額に、大保長には戸長の額に倣って雇錢を支給し、三役(都副保正・大保長・承帖人)に応じて交替を願わない者は許可するようにしたい、と。これらはすべて採用された。甲頭はその資格が単に主戸という事であった為、下等戸が多く当ったが、大保長は大保二五家中の有力な戸がこれに当たるのであり、しかも雇錢が支給される為、以前の甲頭の弊害は緩和される事となった。非難の多い耆戸長壯丁免役錢が、都副保正・大保長に雇錢として支給された事は、非常に大きな意味を持つ。これによって郷役の役法改革はほぼ終了したと言つてよい。この制度は翌三年、他の新法の敕令とともに「常平免役勅令」としてまとめられ(宋會要 食貨六五之七〇「免役」紹聖三年六月八日の条)、北宋末まで効力を有したのである。

哲宗のこの時期は、地方に封椿されている錢物を中央に上供させるといふ事も左程見られず、上述の二点から判断すれば、神宗朝の課題も一応の解決を見、地方財政の確立¹⁾役法改革は一つの完成に達したと言えるであろう。

四

しかしながら次の徽宗の時代に入り、特に蔡京が宰相となる崇寧元年(一一〇二)以後、地方財政は空洞化していく。保甲の役法と耆戸長壯丁免役錢支給は變更されなかつたが、提挙常平司所管の錢物の流用が頻繁に行なわれるようになる。例えば諸路監司が朝旨を承けて提挙常平司の封椿錢を支拂して、糶買や各種の支用に充てた事、政和年間には天子の応奉や花石綱の費用に流用した事、また崇寧以後常平・坊場・免役等の錢物を、元豐庫・大觀庫(徽宗大觀年間に設置)に輪納させた事等である。そして北宋末南宋初、反乱や金軍の侵入等の軍事が興つた為²⁾に、軍費に充たされた。

一方耆戸長壯丁免役錢も、結局南宋初代高宗の紹興年間、財政窮乏に迫られて總制錢の窠名(項目)に組み入れられ、行在に起發上供された。この為保甲の役人は再び無給の身と変わり、数々の弊害を惹起する事となるのである。

このような地方財政の形骸化を反映し、制度面に於ても次のような変化がおこる。まず提挙常平司は、廢止復活を経て、紹興五年(一一三六)閏二月に、茶塩司に吸収されて提挙茶塩常平等公事と為り、茶塩の無い所では提点刑獄司にその職務を担当させた。他方戸部でも、建炎元年(一一二七)七月、戸部右

曹所轄の一部を左曹に移管し、戸部尚書が左右曹を総管する事となり、紹興四年七月には戸部侍郎兩員が左右曹の職事を通治する事⁽³⁹⁾に変わったのである。

以上のように一旦は確立しなかったかに見えた地方財政も中央財政・皇帝財政等によって侵食され、制度的にも提舉常平司は茶塩司に吸収され、中央の戸部でも右曹の職掌が縮小され、その独立も失なうといった如く、甚だ本来の意図とかけ離れたものと化したのである。

結 語

以上論述した所を要約して結びにかえたい。「役法改革」地方財政の確立」という視角で、北宋後期募役法以後の役法・保甲法、そして地方財政の推移を検討した結果、以下の事を明らかにし得た。

州県役が募役法によって解決された後、残された郷役は保甲法に吸収される。がそれは募役法の失敗と言うべきではなく、宋朝国家が、郷村の有力人戸に依拠し、保甲という郷村組織を媒体として強固に掌握しようとする意図する新たな郷村支配政策を打ち出し、その中に郷役を位置づけし直した事を意味する。保甲の役人に雇銭が支給された事からしても、募役法が州県役の改革であったと同様、保甲法は郷役の役法改革であったのである。そしてまた保甲法によって再構成された郷村支配の秩序は、基本的に南宋にも継承され、きわめて重要な意味を有する。

もう一面の中央財政から独立した地方財政の体制は、元豊官制改革以後も継承され、制度的にはかなり整備されたが、その

真の意義は理解されず、単なる財政上の増収と見做されて、有名無実化する危険性ははらんでいた。そして北宋末期の政策が宜しきを得ず、更に反乱・戦争の混乱の為に、全く空洞形骸化し、制度的にも後退の一途をたどる結果となってしまったのである。

とは言え、宋以後の歴朝に於て地方財政の確立は、遂に実現する事なく、常に国家財政に吸収される結果を繰り返した事を顧慮すれば、地方財政の基本課題は役法の合理化にあるのであり、北宋期に一時的ながらも地方財政確立の可能性が示された事は、この点に於て歴史的意義を持つと言えよう。

註

- (1) 會我部静雄「王安石の募役法」東亞經濟研究 三十四・五(一九三九)後「宋代財政史」(一九四一 東京)所収 参照。
- (2) 宋史卷七六志〇「職官七」提舉常平司。
- (3) 宋史卷七六志〇「職官七」都轉運使・轉運使。
- (4) 宋史卷三六志六「職官三」戸部「同書卷五六志八」職官五「司農寺」。
- (5) 楊仲良「通鑑長編紀事本末卷八」改官制」の項参照。
- (6) 詳細は宮崎市定「王安石の吏士合一策」會法を中心として」桑原博士選歴記念東洋史論叢(一九三〇)後「アジア史研究 第一」(一九五七 京都)所収 熊本崇「會法考」その施行の意義と変遷」集刊東洋学三八輯(一九七七)参照。
- (7) 州県役の名称種類は、嘉定赤城志卷七「吏役門」「州役人」「縣役人」淳熙三山志卷三「版籍類四」卷四「版籍類五」「州縣役人」参照。
- (8) 原文には「第四等」としか記されていないが、差役法の時代には第二等戸を充てている事(長編卷三六「太宗淳化五年三月戊辰の條」)から見て不自然である。長編卷三六「元豊八年冬十月丙申の條」嘗戸長壯丁の募役法を再施行する詔の割註に、「嘗長許第三等、戸長第四等以上、戸應

墓」とあるのに従い、「以上」の字を補った。

(9)「夏料」「秋料」の用例は、宋會要 食貨六五之六五「免役」紹聖元年五月十三日の条に「其合納役錢 亦自來年夏料爲始」及び宋史卷七七志〇三食貨上五「役法」に「京東免役錢、以秋料起備」

(10)會我部靜雄「王安石の保甲法」東北大学文学部研究年報八(一九五七)後「宋代政経史の研究」(一九七四 東京)所収 等参照。

(11)長編卷八「熙寧三年十二月乙丑の条 宋會要 兵三之五・六「郷兵 義勇保甲」熙寧三年十二月九日の条

(12)註(11)の条に見える「熈寧保甲條制」参照。

(13)歐陽脩「歐陽文忠公集卷七」河北秦使奏草卷上「五保牒」
客檢會、準戶令、「諸戶皆以隣聚相保、以相檢察、勿造非違、如有違來過止宿、及保内之人、有所行詣、並語同保知。雖然有此令文、州縣多不舉行。(中略)近歲黎陽、衛縣(河北西路衛州)、各將郷村之人、五家結爲一保、自結保後來、絶無逃軍賊盜、公私簡靜、其利甚博、須議專有施行。

また仁井田陞「唐令拾遺」(一九三三 東京)戸令第九 二二九頁参照。

(14)長編卷三「熙寧四年三月戊子の条
(文)彦博曰、保甲用五家爲保、猶之可也。今乃五百家爲一大(都?)保、則其勞後可知。

(15)長編卷七「熙寧七年冬十月辛巳
司農寺司乞、廢戶長・坊正、其州縣坊郭稅賦・苗役錢、以鄰近主戶三二十家、排成甲次、輪置甲頭催納、一稅一替、逐甲置牌籍姓名、於替日自相交割、縣毋得勾呼衛某役使、除許催催科外、毋得別承文字、違者許人告、以違制論、不以去官赦降原減、從之。

(16)「熈寧保甲條制」に「凡選一家兩丁以上、通主客爲之、謂之保丁」と見ゆ。

(17)宋刑統卷六「撤興律「私有禁兵器」の項に、禁兵器とは、「謂非弓箭、刀楯・短矛者」と見ゆ。

(18)春季人民に錢または塩を貸給し、夏秋に至って絹を官に納めて償わせる制度(宋史卷五七志八「食貨上三」布帛)

(19)宋會要 食貨六八之九「受納」高宗紹興三十年九月八日の条に上諭輔臣曰、夏稅秋苗、若郡守不得其人、受納官多取贖量、則民必踏之攤戶云々

と見える事から、「秋夏苗稅」は夏稅秋糧の兩稅を指す。

(20)前掲灌園集卷四「與張戸曹論處置保甲書」の第二書翰に嘉祐末年(仁宗 一〇五六―一〇六三)、今河北都運吳公、爲南城(江南西路)、亦行保甲矣。聯二十家隸一長、而不問主客戶、取於比近、勢足以相及而已。

とある。文中の「都運」は都転運使、「保甲」は保甲法ではなく、「保伍」を指す。ともかく客戸を認めようという萌芽はすでに存していた。

(21)宋史卷七七志〇三食貨上五「役法上」
又率其數、增取二分、以備水旱欠闕、雖增毋得過二分、謂之免役寬剩錢。

なお「其數」とは前文の免役錢、助役錢を承く。「欠闕」の「闕」は「倚闕」、即ち輸納猶子の意。

(22)提舉常平司が成績をあげる為に免役錢を多収した事は、宋會要 食貨六五之二九「免役」哲宗元祐元年二月六日 三省・樞密院が進呈した門下侍郎司馬光の上言にも見ゆ。また寬剩が多額に及んだ事は、長編卷三「元豐五年三月乙酉の条 提舉江南西路常平等事劉誼の上言にも見ゆ。

(23)宋會要 食貨六五之二七「免役」元祐元年二月一日の条 中書舍人蘇軾の上言には、募役法施行以來十六・七年を經過して、累積された免役寬剩錢が三千万貫頃に達したと言ふ。

(24)宋會要 食貨五二之一四「元豐庫」、陳均「皇朝權綱綱目備要卷二元豐三年冬十一月己丑朔の条 参照。

(25)上掲長編卷三六「元豐八年冬十月丙申の条 上官公願の上言に以下の如く見えてゐる。

然臣且怪、耆壯戸長法之始行也、皆出於雇。及其既久也、耆壯之役、則歸於保甲之正長、戸長之役、則歸於催稅甲頭。往日所募之錢、除承帖人及刑法司人役許用外、其餘一旦封樁。若以爲耆壯戸長、誠可

以廢罷、卽所用之錢、自當於百姓均減元額。今則錢不爲之減、又使保正長爲耆壯之事、催稅甲頭、任戶長之責。是何異使民出錢免役、而又使之執役也。

「刑法司人役」とは、長編卷二六、熙寧八年六月己酉の條の詔に見える州の「法司・當直司・司理院推司・州院專差勘事司」の吏人を指す。この点に限定して言えば、地方官庁の胥吏への賦課であり、地方財政の原則からははずれていない。

(26) 前掲「轉對論役法劄子」

紹聖二年二月詳定所言、鄉村每一都保、保正副外、大保長八人。其保丁輸充甲頭、皆殺下戶、人既不服、事率難集。按大保長各二年替、宜以都保租稅輸、二人分、一稅一替、而罷甲頭。於是催科悉用大保長矣。

(27) 宋會要 職官四三之六「提舉常平倉農田水利差役」哲宗元祐元年閏二月八日の條 及び宋史 職官志「提舉常平司」

(28) 宋會要 食貨五六之三〇「戸部」紹聖三年正月二十四日の條

三省言、元祐指揮、戸部尚書、舊領左右曹事。詔、戸部右曹、令侍郎專領、尚書不與。

(29) 宋會要 職官四三之六「提舉常平倉農田水利差役」紹聖元年閏四月二日の條

(30) 宋刑統卷九職制律「制書稽緩錯誤」に、諸被制書有所施行、而違者、徒貳年、失錯者、杖壹陌。

と見え、制書（敕詔）を施行するに当たり不法行為があった場合、徒二年の罪を科された。

(31) (中略)の部分には次の記載が見える。

如土俗有不願就保正長雇役者、許募本土有產稅戶、使爲耆長壯丁以代之。其所雇耆戶長、已立法、不得抑勒矣。若保正長不願就雇、而輒差雇者、徒二年坐罪。

このように耆戶長壯丁と保正長の併存する地域は、南宋の役法の研究によれば、福建路や四川の瀘州等の一部であったようである（周藤吉之「宋代鄉村制の変遷過程」、『唐宋社会経済史研究』一九六五 東京六一―八九頁）。

(32) 宋會要 職官四三之一「提舉常平倉農田水利差役」宣和六年十二月十一日の條 講議司の上奏

(33) 宋會要 職官四三之一四「提舉常平倉農田水利差役」高宗建炎二年八月一日の條 臣僚の上奏

(34) 宋史卷九七志三「食貨下」一「會計」

(35) 宋會要 職官四三之一六「提舉常平倉農田水利差役」建炎二年十二月八日の條 翰林學士葉夢得等の上言

(36) 建炎以來朝野雜記 甲集卷五「財賦二」常平苗役之制」及び前掲「轉對論役法劄子」

(37) 宋會要 職官四三之三三「提舉常平倉農田水利差役」紹興五年閏二月十一日の條

(38) 宋會要 食貨五六之四一「戸部」高宗建炎元年七月二十七日の條

(39) 宋會要 食貨五六之四二「戸部」紹興四年七月三日の條